

(事例 5) 平成21年において断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける
とき

【記載例 5 - 1】 特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等について
控除を受けるとき

控除額

次の算式により計算する(措法 41 の 3 の 2 ④)。

この場合、住宅の増改築等に係る借入金等を「増改築等住宅借入金等」といい、増改築等住宅借
入金等の金額のうち特定断熱改修工事等に要した費用の額に相当する部分の金額を「特定増改築等
住宅借入金等」という。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等の年} \\ \text{末残高の合計額} \\ \text{(A)} \\ \text{(最高 200 万円)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末} \\ \text{残高の合計額} \\ \text{(最高 1,000 万円)} \end{array} - (A) \right] \times 1\%$$

……………→ 〔100 円未満の端数切捨て〕(最高 12 万円)

設 例

居住開始年月日	平成 21 年 11 月 20 日
増改築等の費用の額／うち居住用	5,000,000 円／5,000,000 円
特定の増改築等に関する事項	
特定断熱改修工事等の費用の額	2,500,000 円
住宅借入金等に関する事項	
年末残高(当初借入金額)	4,900,000 円(5,000,000 円)
※ 共有者なし	

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成	〔平成 〕
取得対価の額	②	③
総（床）面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④	⑤
うち居住用部分の（床）面積	⑥	⑦

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成
増改築等の費用の額	⑨
うち居住用部分の金額	⑩

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	①			
あなたの持分に係る取得対価の額等	② 又は (①×①の①)	③ 又は (②×②の①)	(③の②+③の②)又は(③の②+③の②)	④ 又は (④×④の①)

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑤ 住 宅 の み	⑥ 土 地 等 の み	⑦ 住宅及び土地等	⑧ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	③			
連帯債務に係るあなたの負担割合（付表）の④の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	④			
住宅借入金等の年末残高（付表）の⑤の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きなさい。	⑤			
②と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥			
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	⑦ $\frac{⑥}{⑤}$	$\frac{⑦}{⑥}$		$\frac{⑧}{⑦}$
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高（⑥×⑦）	⑧			
住宅借入金等の年末残高の合計額（⑤の⑧+⑥の⑧+⑦の⑧+⑧の⑧） ※ ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。				⑨

(注)⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きなさい。

②の金額 () 円 - 特例の適用を受けた金額 () 円 = () 円

6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額	⑫ $(⑩ - ⑪)$ ※ 30万円を超える場合に限り適用。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....			
2 障害者(1に該当する方を除きます).....	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り適用。	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り適用。	⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑬ + ⑭)
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます).....			
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きなさい。 氏名() 続柄()	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑬又は⑬×⑮の①)	特定増改築等住宅借入金等の年末残高(⑧と⑯のいずれか少ない方の金額(最高200万円))	⑰

※ ⑫の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きなさい。	番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑱の金額を転記します。	⑱

(注) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」及びその頭部に⑱(例：⑱平成21年11月20日居住開始)を記載する。

〔控除額計算明細書二面〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	円 4,900,000
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から6のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成21年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑮	(最高40万円) 円 00
		平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 = ⑮	(最高50万円) 円 00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 = ⑮	(最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 = ⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 = ⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 = ⑮	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④() ⑮の金額()×0.02+(④-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④(4,900,000) ⑮の金額(2,000,000)×0.02+(④-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 69,000
6	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき	⑨× 0.02 = ⑮	円 00
		⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	⑨×0.01+10万円= ⑮	円 00
		⑨が2,000万円を超えるとき	⑨×0.005+20万円= ⑮	(最高35万円) 円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

【記載例５－２】断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等について控除を受けるとき

設 例

居住開始年月日 平成 21 年 11 月 20 日
 増改築等の費用の額／うち居住用 5,000,000 円／5,000,000 円
 特定の増改築等に関する事項
 断熱改修工事等の費用の額 2,500,000 円
 住宅借入金等に関する事項
 年末残高(当初借入金額) 4,900,000 円(5,000,000 円)
 ※ 共有者なし

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 年 月 日	(平成 年 月 日)
取得対価の額	② 円 角 分	③ 円 角 分
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④ ㎡ .	⑤ ㎡ .
うち居住用部分の(床)面積	⑥ ㎡ .	⑦ ㎡ .

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㊦ 平成 年 月 日
増改築等の費用の額	㊧ 円 角 分
うち居住用部分の金額	㊨ 円 角 分

※ ㊧の金額が100万円を超えると、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊀ 家 屋	㊁ 土 地 等	㊂ 合 計	㊃ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① /	/		/
あなたの持分に係る取得対価の額等	② ㊀又は(㊀×㊁の①)	㊁又は(㊁×㊁の①)	(㊀の②+㊁の②)又は(㊁の②+㊁の②)	㊃又は(㊃×㊁の①)
	円 角 分	円 角 分	円 角 分	円 角 分

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊄ 住 宅 の み	㊅ 土 地 等 の み	㊆ 住宅及び土地等	㊇ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	③ 円 角 分	円 角 分	円 角 分	円 角 分
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の㊈の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	④ .	.	.	.
住宅借入金等の年末残高(付表)の㊈の金額 ※連帯債務がない場合には、㊄の金額を書きます。	⑤ 円 角 分	円 角 分	円 角 分	円 角 分
②と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥ 円 角 分	円 角 分	円 角 分	円 角 分
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	㊇ ㊄÷㊅ .	㊅÷㊅ .	.	㊇÷㊇ .
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(㊆×㊇)	⑧ 円 角 分	円 角 分	円 角 分	円 角 分
住宅借入金等の年末残高の合計額(㊄の⑧+㊅の⑧+㊆の⑧+㊇の⑧) ※ ㊇の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊈」欄に転記します。	⑨ 円 角 分			円 角 分

(注)㊇欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と㊇のいずれか少ない方の金額を書きます。

②の金額 (円) - 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)

6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩ - ⑪) ※ 30万円を超える場合に限り適用。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....	☐	円 角 分	円 角 分
2 障害者(1に該当する方を除きます。).....	☐	円 角 分	円 角 分
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます。).....	☐	円 角 分	円 角 分
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り適用。	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り適用。	⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑬ + ⑭)
	円 角 分	円 角 分	円 角 分
	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㊇又は㊇×㊇の①)	特定増改築等住宅借入金等の年末残高(㊇の⑧+⑯の⑧)のいずれか少ない方の金額 (最高200万円)	⑰ 円 角 分
	円 角 分	円 角 分	円 角 分

※ ⑫の金額が30万円を超えると、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭の金額が30万円を超えると、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。				番号	5
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑬の金額を転記します。				⑬	49000

(注) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」及びその頭部に㊦(例：㊦平成21年11月20日居住開始)を記載する。

〔控除額計算明細書二面〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	4,900,000	円
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から6のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成21年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑬	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑬	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑬	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑬	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑬	(最高40万円) 円 00
		平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑬	(最高50万円) 円 00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑬	(最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑬	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑬	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑬	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ㉑() ⑬の金額()×0.02+(㉑-⑬)×0.01=		⑬	(最高12万円) 円 00
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ㉑(4,900,000) ⑬の金額(0)×0.02+(㉑-⑬)×0.01=		⑬	(最高12万円) 円 49,000
6	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき	⑨× 0.02 =	⑬	円 00
		⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	⑨×0.01+10万円=	⑬	円 00
		⑨が2,000万円を超えるとき	⑨×0.005+20万円=	⑬	(最高35万円) 円 00

※ ⑬の金額を一面の⑬欄に転記します。

(事例6)平成11年以後において新築等をした家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供し、かつ、平成21年において高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けるとき

【記載例6-1】先の新築等をした家屋に係る住宅借入金等と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けるとき

控除額

平成21年12月31日における住宅借入金等の金額につき、増改築等住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額とに区分し、その区分をした増改築等住宅借入金等と他の住宅借入金等の金額ごとに次の①及び②によりそれぞれ計算した金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合計額とする(措法41の3の2⑫、措令26の4㉔、㉕)。

- ① 増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき【記載例4-1又は5-1】の算式により計算した金額
- ② 他の住宅借入金等の合計額につき、措置法第41条第1項又は第3項により計算した金額

〔控除限度額〕

平成11年以後において新築等をした家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供し、かつ、平成21年において高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合の控除限度額は50万円となる。

設 例

- ① 居住開始年月日 平成16年1月15日
- 家屋に関する事項
 家屋の取得対価の額 20,000,000円
 家屋の総床面積 100.00㎡
 うち居住用 100.00㎡
- 土地等に関する事項
 土地等の取得対価の額 25,000,000円
 土地等の総面積 120.00㎡
 うち居住用 120.00㎡
- 住宅借入金等に関する事項
 住宅借入金等の内訳
 年末残高(当初借入金額) 25,200,000円(30,000,000円)
- ② 居住開始年月日 平成21年11月20日
- 増改築等の費用の額／うち居住用 5,000,000円／5,000,000円
- 特定の増改築等に関する事項
 高齢者等居住改修工事等の費用の額 2,000,000円
 交付を受ける補助金等の合計額 200,000円
 控除を受ける者の年齢 50歳
- 住宅借入金等に関する事項
 年末残高(当初借入金額) 4,900,000円(5,000,000円)
- ※ 共有者なし

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居 住 開 始 年 月 日	① 平成 1 6 . 1 . 1 5 (平成 □ □ . □ □ . □ □)	
取 得 対 価 の 額	② 2 0 0 0 0 0 0 0 0	③ 2 5 0 0 0 0 0 0 0
総 (床) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④ 1 0 0 . 0 0	⑤ 1 2 0 . 0 0
うち居住用部分 の (床) 面 積	⑥ 1 0 0 . 0 0	⑦ 1 2 0 . 0 0

3 増改築等をした部分に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	⑧ 平成 2 1 . 1 1 . 2 0
増改築等の費用の額	⑨ 5 0 0 0 0 0 0 0
うち居住用部分の金額	⑩ 5 0 0 0 0 0 0 0

※ ⑨の金額が100万円を超えるとときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	⑪ 家 屋	⑫ 土 地 等	⑬ 合 計	⑭ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① □ □ □ / □ □ □	□ □ □ / □ □ □		□ □ □ / □ □ □
あなたの持分に係る 取得対価の額等	② ⑪又は(⑪×④の①) 2 0 0 0 0 0 0 0 0	③ ⑫又は(⑫×⑤の①) 2 5 0 0 0 0 0 0 0	④ ⑬の②+③の②又は⑤の②+⑥の② 4 5 0 0 0 0 0 0 0	⑤ ⑭又は(⑭×⑥の①) 5 0 0 0 0 0 0 0

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑪ 住 宅 の み	⑫ 土 地 等 の み	⑬ 住宅及び土地等	⑭ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	③ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	2 5 2 0 0 0 0 0 0	4 9 0 0 0 0 0 0
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表)の⑬の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	④ □ □ □ . □ □	□ □ □ . □ □	1 0 0 . 0 0	1 0 0 . 0 0
住宅借入金等の年末残高 (付表)の⑬の金額 ※連帯債務がない場合には、③の金額を書きます。	⑤ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	2 5 2 0 0 0 0 0 0	4 9 0 0 0 0 0 0
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑥ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	2 5 2 0 0 0 0 0 0	4 9 0 0 0 0 0 0
居 住 用 割 合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑦ ⑤÷④ 1 0 0 . 0	⑧ ⑧÷⑤ 1 0 0 . 0	1 0 0 . 0	⑨ ⑨÷⑩ 1 0 0 . 0
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑥×⑦)	⑩ □ □ □ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □ □ □	2 5 2 0 0 0 0 0 0	4 9 0 0 0 0 0 0
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑩の⑧+⑪の⑧+⑬の⑧+⑭の⑧) ※ ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。				⑨ 4 9 0 0 0 0 0 0 2 5 2 0 0 0 0 0 0

(注)⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。

②の金額 (円) - 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)

6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額	⑫ (⑩ - ⑪) ※ 30万円を超える場合に限りです。
	2000000	200000	1800000
1 年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上)..... ☒	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限りです。	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限りです。	⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑬ + ⑭)
2 障害者(1に該当する方を除きます。)..... ☐			1800000
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます。)..... ☐	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×⑯の①)	特定増改築等住宅借入金等の年末残高(⑨と⑯のいずれか少ない方の金額(最高200万円))	⑰
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	1800000		1800000

※ ⑫の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。		番号	14
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑮の金額を転記します。		⑮	319000

- (注) 1 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の新築等をした家屋に係る住宅借入金等特別控除の適用「1」と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の選択「4」を記載する。
- 2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の新築等をした家屋に係る「居住開始年月日」(例：平成16年1月15日居住開始)と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」及びその頭部に(増) (例：(増)平成21年11月20日居住開始)のいずれも記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	4,900,000 25,200,000	円
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から6のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成21年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成13年7月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 252,000
		平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良住宅の新築に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成21年6月4日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④(4,900,000) ⑮の金額(1,800,000)×0.02+(④-⑮)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 67,000
5	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④() ⑮の金額()×0.02+(④-⑮)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 00
6	阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法を選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき	⑨× 0.02 =	⑮	円 00
		⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき	⑨×0.01+10万円=	⑮	円 00
		⑨が2,000万円を超えるとき	⑨×0.005+20万円=	⑮	(最高35万円) 円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

〔控除額の計算〕

252,000円 + 67,000円 = 319,000円 ≤ 500,000円(控除限度額)

【記載例 6 - 2】先の増改築等をした部分に係る住宅借入金等と後の特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けるとき

設 例

① 居住開始年月日	平成16年1月15日
増改築等の費用の額／うち居住用	7,000,000円／7,000,000円
住宅借入金等に関する事項	
年末残高(当初借入金額)	4,200,000円(6,000,000円)
② 居住開始年月日(土地等の先行取得の日)	平成21年11月20日(平成20年4月10日)
増改築等の費用の額／うち居住用	5,000,000円／5,000,000円
特定の増改築等に関する事項	
特定断熱改修工事等の費用の額	2,500,000円
土地等に関する事項	
土地等の取得対価の額	9,000,000円
土地等の総面積／うち居住用	60.00㎡／60.00㎡
住宅借入金等に関する事項	
住宅借入金等の内訳	住宅及び土地等
年末残高(当初借入金額)	12,600,000円(12,700,000円)
※ 共有者なし	

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 20 . 4 . 10	(平成 20 . 4 . 10)
取得対価の額	② 9000000	③ 9000000
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	④ 60.00	⑤ 60.00
うち居住用部分 の(床)面積	⑥ 60.00	⑦ 60.00

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成 21 . 11 . 20
増改築等の費用の額	⑨ 5000000
うち居住用部分の金額	⑩ 5000000

※ ⑨の金額が100万円を超え、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① 9000000	② 9000000	③ 18000000	④ 5000000
あなたの持分に係る 取得対価の額等	⑤ 9000000	⑥ 9000000	⑦ 18000000	⑧ 5000000

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住 宅 の み	② 土 地 等 の み	③ 住宅及び土地等	④ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	① 4200000	② 1000000	③ 5200000	④ 4200000
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表)の⑩の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	⑤ 100.00	⑥ 100.00	⑦ 100.00	⑧ 100.00
住宅借入金等の年末残高 (付表)の⑪の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。	⑨ 4200000	⑩ 1000000	⑪ 5200000	⑫ 4200000
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑬ 4200000	⑭ 1000000	⑮ 5200000	⑯ 4200000
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きます。	⑰ 100.0	⑱ 100.0	⑲ 100.0	⑳ 100.0
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑬ × ⑰)	⑳ 4200000	㉑ 1000000	㉒ 5200000	㉓ 4200000
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑤の⑧+⑥の⑩+⑦の⑪+④の⑫) ※ ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。	㉔ 4200000	㉕ 1000000	㉖ 5200000	㉗ 4200000

(注)⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。

②の金額 (円) - 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)

6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。 1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)…………… ☐ 2 障害者(1に該当する方を除きます。)…………… ☐ 3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)…………… ☐ 同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 円	⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額 円	⑫ (⑩－⑪) ※ 30万円を超える場合に限りです。 円
	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限りです。 円	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限りです。 円	⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑬＋⑭) 円
	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×⑩の⑩) 円	特定増改築等住宅借入金等の年末残高(⑨と⑯のいずれか少ない方の金額 (最高200万円)) 円	⑰ 円

※ ⑫の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。		番号	15
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑮の金額を転記します。		⑮	162000

(注) 1 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の増改築等をした家屋に係る住宅借入金等特別控除の適用「1」と後の特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の選択「5」を記載する。

2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の増改築等をした家屋に係る「居住開始年月日」(例：平成16年1月15日居住開始)と後の特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」及びその頭部に断(例：断平成21年11月20日居住開始)のいずれも記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	10,000,000 4,200,000	円
番 号	居 住 の 用 に 供 し た 日 等	算 式 等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から6の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成21年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高40万円) 円 00
		平成13年7月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮	(最高50万円) 円 42,000
		平成11年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮	(最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から同年12月31日ま での間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改 築等住宅借入 金等特別控除 を選択した場合	平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ①() ⑮の金額()×0.02+(①-⑮)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 00
5	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に 供した場合			
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ①(10,000,000) ⑮の金額(2,000,000)×0.02+(①-⑮)×0.01=		⑮	(最高12万円) 円 120,000
6	阪神・淡路 大震災の被災 者の家屋の再 取得等の場合 の計算方法を 選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき	⑨× 0.02 =	⑮	円 00
		⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下の とき	⑨×0.01+10万円=	⑮	円 00
		⑨が2,000万円を超えるとき	⑨×0.005+20万円=	⑮	(最高35万円) 円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

(事例7)平成19年分以降に特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受け、かつ、平成21年分において特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けるとき

【記載例7-1】先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の両方の住宅借入金等について高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けるとき

控除額

平成21年12月31日における先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の金額と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額について【記載例4-1】の算式により計算する(措法41の3の2⑨)。

具体的には、次のとおり。

$$\left[\begin{array}{c} \text{先の特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{後の特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \cdots \cdots \rightarrow A(\text{最高 } 200 \text{ 万円})$$

$$\left[\begin{array}{c} \text{先の増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{後の増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \cdots \cdots \rightarrow B(\text{最高 } 1,000 \text{ 万円})$$

$$A \times 2\% + (B - A) \times 1\% = \begin{array}{c} \text{特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等} \\ \text{特別控除額} \end{array} \quad \begin{array}{c} [100 \text{ 円未満の端数切捨て}] \\ (\text{最高 } 12 \text{ 万円}) \end{array}$$

設 例

- | | |
|------------------|------------------------|
| ① 居住開始年月日 | 平成20年8月15日 |
| 増改築等の費用の額／うち居住用 | 8,000,000円／8,000,000円 |
| 特定の増改築等に関する事項 | |
| 高齢者等居住改修工事等の費用の額 | 3,000,000円 |
| 交付等を受ける補助金等の合計額 | 500,000円 |
| 控除を受ける者の年齢 | 50歳 |
| 住宅借入金等に関する事項 | |
| 年末残高(当初借入金額) | 7,500,000円(8,000,000円) |
| ② 居住開始年月日 | 平成21年11月20日 |
| 増改築等の費用の額／うち居住用 | 5,000,000円／5,000,000円 |
| 特定の増改築等に関する事項 | |
| 高齢者等居住改修工事等の費用の額 | 2,000,000円 |
| 交付等を受ける補助金等の合計額 | 200,000円 |
| 控除を受ける者の年齢 | 51歳 |
| 住宅借入金等に関する事項 | |
| 年末残高(当初借入金額) | 4,900,000円(5,000,000円) |
| ※ 共有者なし | |

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成	(平成)
取得対価の額	②	③
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④	⑤
うち居住用部分の(床)面積	⑥	⑦

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成
増改築等の費用の額	⑨
うち居住用部分の金額	⑩

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	①			
あなたの持分に係る取得対価の額等	② ①又は(①×④の①) 	③ ②又は(②×④の①) 	④ (③の②+③の②)又は(③の②+④の②) 	⑤ ④又は(④×④の①)

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑥ 住 宅 の み	⑦ 土 地 等 の み	⑧ 住宅及び土地等	⑨ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	③			
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の④の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	④			
住宅借入金等の年末残高(付表)の⑤の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きなさい。	⑤			
②と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥			
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	⑦ $\frac{⑥}{④}$	$\frac{⑦}{④}$		$\frac{⑨}{⑦}$
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(⑥×⑦)	⑧			
住宅借入金等の年末残高の合計額(⑥の⑧+⑦の⑧+⑧の⑧+⑨の⑧) ※ ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。	⑨			

(注)⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。

②の金額 () 円 - 特例の適用を受けた金額 () 円 = () 円

6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 	⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額 	⑫ (⑩ - ⑪) ※ 30万円を超える場合に限り適用。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上).....	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り適用。	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り適用。	⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑬ + ⑭)
2 障害者(1に該当する方を除きます).....			
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます).....			
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×⑮の①) 	特定増改築等住宅借入金等の年末残高(⑧と⑯のいずれか少ない方の金額(最高200万円))	⑰

※ ⑫の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑮の金額を転記します。	⑮

(注) 1 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の選択「4」と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の選択「4」を記載する。

2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」及びその頭部に㊦(例：㊦平成20年8月15日居住開始)と後の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」及びその頭部に㊦(例：㊦平成21年11月20日居住開始)のいずれも記載する。

〔控除額計算明細書^{二面}〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	10,000,000 ^円 〔4,900,000〕 〔7,500,000〕
番 号	居 住 の 用 に 供 し た 日 等	算 式 等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から6の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成21年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高40万円) 円 00
		平成13年7月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	⑮ (最高50万円) 円 00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	⑮ (最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮ (最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	⑮ (最高15万円) 円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から同年12月31日ま での間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	⑮ (最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改 築等住宅借入 金等特別控除 を選択した場合	平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に 供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④(10,000,000) ⑮の金額(2,000,000)×0.02+(④-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 120,000
5	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に 供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④() ⑮の金額()×0.02+(④-⑮)×0.01=	⑮	(最高12万円) 円 00
6	阪神・淡路 大震災の被災 者の家屋の再 取得等の場合 の計算方法を 選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき	⑨× 0.02 =	⑮ 円 00
		⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下の とき	⑨×0.01+10万円=	⑮ 円 00
		⑨が2,000万円を超えるとき	⑨×0.005+20万円=	⑮ (最高35万円) 円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。

【記載例 7－2】先の断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等と後の特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の両方の住宅借入金等について断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けるとき

控除額

平成21年12月31日における先の特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の金額と後の特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額について【記載例 5－1】の算式により計算する(措法41の3の2⑩)。

具体的には、次のとおり。

$$\left[\begin{array}{c} \text{先の特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{後の特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \cdots \cdots \rightarrow A(\text{最高 200 万円})$$

$$\left[\begin{array}{c} \text{先の増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{後の増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \cdots \cdots \rightarrow B(\text{最高 1,000 万円})$$

$$A \times 2\% + (B - A) \times 1\% = \begin{array}{c} \text{特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等} \\ \text{特別控除額} \end{array} \quad \begin{array}{c} \text{〔100 円未満の端数切捨て〕} \\ \text{(最高 12 万円)} \end{array}$$

設 例

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 居住開始年月日 | 平成20年8月15日 |
| 増改築等の費用の額／うち居住用 | 6,000,000円／6,000,000円 |
| 特定の増改築等に関する事項 | |
| 断熱改修工事等の費用の額 | 2,000,000円 |
| 住宅借入金等に関する事項 | |
| 年末残高(当初借入金額) | 5,000,000円(6,000,000円) |
| ② 居住開始年月日 | 平成21年11月20日 |
| 増改築等の費用の額／うち居住用 | 3,000,000円／3,000,000円 |
| 特定の増改築等に関する事項 | |
| 特定断熱改修工事等の費用の額 | 1,000,000円 |
| 住宅借入金等に関する事項 | |
| 年末残高(当初借入金額) | 2,900,000円(3,000,000円) |
| ※ 共有者なし | |

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成	〔平成 〕
取得対価の額	②	③
総（床）面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④	⑤
うち居住用部分の（床）面積	⑥	⑦

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成
増改築等の費用の額	⑨
うち居住用部分の金額	⑩

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	①			
あなたの持分に係る取得対価の額等	② ①又は(①×④の①) 	③ ②又は(②×④の①) 	④ (③の②+③の②)又は(③の②+④の②) 	⑤ ④又は(④×④の①)

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑥ 住 宅 の み	⑦ 土 地 等 の み	⑧ 住宅及び土地等	⑨ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	③			
連帯債務に係るあなたの負担割合（付表）の⑩の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	④			
住宅借入金等の年末残高（付表）の⑪の金額 ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きなさい。	⑤			
②と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥			
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	⑦			
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高（⑥×⑦）	⑧			
住宅借入金等の年末残高の合計額（⑥の⑧+⑦の⑧+⑧の⑧+⑨の⑧） ※ ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。	⑨			

(注)⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。

②の金額 () 円 - 特例の適用を受けた金額 () 円 = () 円

6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 	⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額 	⑫ (⑩ - ⑪) ※ 30万円を超える場合に限り適用。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り適用。	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り適用。	⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑬ + ⑭)
2 障害者(1に該当する方を除きます。).....			
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます。).....			
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×⑮の⑮)	特定増改築等住宅借入金等の年末残高(⑨と⑯のいずれか少ない方の金額(最高200万円))	⑰

※ ⑫の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑮の金額を転記します。	⑮

(注) 1 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の選択「5」と後の特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の選択「5」を記載する。

2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」及びその頭部に断 (例：断平成20年8月15日居住開始) と後の特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」及びその頭部に断 (例：断平成21年11月20日居住開始) のいずれも記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	7,900,000円 [2,900,000] [5,000,000]
番 号	居 住 の 用 に 供 し た 日 等	算 式 等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から6の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成21年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高40万円) 円 00
		平成13年7月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高50万円) 円 00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	(最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から同年12月31日ま での間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改 築等住宅借入 金等特別控除 を選択した場合	平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に 供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ①() ①⑦の金額()×0.02+(①-①⑦)×0.01=		(最高12万円) 円 00
5	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に 供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ①(7,900,000) ①⑦の金額(1,000,000)×0.02+(①-①⑦)×0.01=		(最高12万円) 円 89,000
6	阪神・淡路 大震災の被災 者の家屋の再 取得等の場合 の計算方法を 選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき	⑨× 0.02 =	円 00
		⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下の とき	⑨×0.01+10万円=	円 00
		⑨が2,000万円を超えるとき	⑨×0.005+20万円=	(最高35万円) 円 00

※ ⑬の金額を一面の⑬欄に転記します。

【記載例 7-3】先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等と後の特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けるとき

控除額

平成21年12月31日における先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の金額と後の特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額について【記載例 4-1】の算式により計算する(措法41の3の2⑩)。

具体的には、次のとおり。

$$\begin{array}{lcl}
 \left[\begin{array}{l} \text{先の特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] & + & \left[\begin{array}{l} \text{後の特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] & \cdots \cdots \cdots \rightarrow A \quad (\text{最高 200 万円}) \\
 \\
 \left[\begin{array}{l} \text{先の増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] & + & \left[\begin{array}{l} \text{後の増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] & \cdots \cdots \cdots \rightarrow B \quad (\text{最高 1,000 万円}) \\
 \\
 A \times 2\% + (B - A) \times 1\% & = & \begin{array}{l} \text{特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等} \\ \text{特別控除額} \end{array} & \begin{array}{l} [100 \text{ 円未満の端数切捨て}] \\ (\text{最高 12 万円}) \end{array}
 \end{array}$$

設 例

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ① 居住開始年月日 | 平成 19 年 8 月 15 日 |
| 増改築等の費用の額／うち居住用 | 1,500,000 円／1,500,000 円 |
| 特定の増改築等に関する事項 | |
| 高齢者等居住改修工事等の費用の額 | 1,200,000 円 |
| 交付等を受ける補助金等の合計額 | 200,000 円 |
| 同居親族の年齢 | 70 歳 |
| 住宅借入金等に関する事項 | |
| 年末残高(当初借入金額) | 800,000 円(1,200,000 円) |
| ② 居住開始年月日 | 平成 21 年 11 月 20 日 |
| 増改築等の費用の額／うち居住用 | 2,000,000 円／2,000,000 円 |
| 特定の増改築等に関する事項 | |
| 特定断熱改修工事等の費用の額 | 1,000,000 円 |
| 住宅借入金等に関する事項 | |
| 年末残高(当初借入金額) | 1,970,000 円(2,000,000 円) |
| ※ 共有者なし | |

〔控除額計算明細書一面〕

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成	〔平成 〕
取得対価の額	②	③
総（床）面積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	④	⑤
うち居住用部分の（床）面積	⑥	⑦

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑧ 平成
増改築等の費用の額	⑨
うち居住用部分の金額	⑩

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	①			
あなたの持分に係る 取得対価の額等	② ①又は(①×④の①) 	③ ②又は(②×④の①) 	④ (②+③)又は(③の②+④の②) 	⑤ ④又は(④×④の①)

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑥ 住 宅 の み	⑦ 土 地 等 の み	⑧ 住宅及び土地等	⑨ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	③			
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表)の⑩の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	④			
住宅借入金等の年末残高 (付表)の⑩の金額 ※連帯債務がない場合には、⑩の金額を書きなさい。	⑤			
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	⑥			
居住用割合 ※小数点以下第1位まで書きなさい。	⑦ $\frac{⑥}{④}$	$\frac{⑦}{⑤}$		$\frac{⑨}{⑧}$
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑥×⑦)	⑧			
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑥の⑧+⑦の⑧+⑧の⑧+⑨の⑧) ※ ⑨の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」欄に転記します。				⑨

(注)⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下、あわせて「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。

②の金額 () 円 - 特例の適用を受けた金額 () 円 = () 円

6 特定の増改築等に係る事項 ※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。	⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額 	⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額 	⑫ $(⑩ - ⑪)$ ※ 30万円を超える場合に限り適用。
1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)..... ☒	⑬ 断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り適用。	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ※ 30万円を超える場合に限り適用。	⑮ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑬ + ⑭)
2 障害者(1に該当する方を除きます)..... ☐			
3 要介護認定又は要支援認定を受けている (1又は2に該当する方を除きます)..... ☐			
同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名() 続柄()	⑯ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑭又は⑭×⑮の①)	特定増改築等住宅借入金等の年末残高(⑨と⑯のいずれか少ない方の金額 (最高200万円))	⑰

※ ⑫の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ⑬又は⑭の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) ※ 二面の⑯の金額を転記します。	⑯

(注) 1 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の選択「4」と後の特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の選択「5」を記載する。

2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」及びその頭部に増 (例：増平成19年8月15日居住開始)と後の特定断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」及びその頭部に断 (例：断平成21年11月20日居住開始)のいずれも記載する。

〔控除額計算明細書(二面)〕

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。			⑨	2,770,000円 [1,970,000 800,000]
番 号	居 住 の 用 に 供 し た 日 等	算 式 等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等 特別控除の適用 を受ける場合 (2から6の いずれかを選 択する場合を 除きます。)	平成21年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高50万円) 円 00
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高20万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高25万円) 円 00
		平成18年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高30万円) 円 00
		平成17年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高40万円) 円 00
		平成13年7月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.01 =	(最高50万円) 円 00
		平成11年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	⑨× 0.0075 =	(最高37万5千円) 円 00
2	住宅借入金等 特別控除の控 除額の特例を 選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	(最高12万円) 円 00
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨× 0.006 =	(最高15万円) 円 00
3	認定長期優良 住宅の新築等 に係る住宅借 入金等特別控 除の特例を選 択した場合	平成21年6月4日から同年12月31日ま での間に居住の用に供した場合	⑨× 0.012 =	(最高60万円) 円 00
4	高齢者等居住 改修工事等に 係る特定増改 築等住宅借入 金等特別控除 を選択した場合	平成19年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に 供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④(2,770,000) ⑮の金額(1,800,000)×0.02+(④-⑮)×0.01=		(最高12万円) 円 45,700
5	断熱改修工事 等に係る特定 増改築等住宅 借入金等特別 控除を選択し た場合	平成20年4月1日から平成21年12月31日までの間に居住の用に 供した場合		
		⑨の金額(最高1,000万円) …… ④() ⑮の金額()×0.02+(④-⑮)×0.01=		(最高12万円) 円 00
6	阪神・淡路 大震災の被災 者の家屋の再 取得等の場合 の計算方法を 選択した場合	⑨が1,000万円以下のとき	⑨× 0.02 =	円 00
		⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下の とき	⑨×0.01+10万円=	円 00
		⑨が2,000万円を超えるとき	⑨×0.005+20万円=	(最高35万円) 円 00

※ ⑮の金額を一面の⑮欄に転記します。